

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月19日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 損害賠償額 813,737円

2 賠償の相手方

住所 *****

氏名 *****

3 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和4年12月22日午後1時頃

(2) 事故発生場所 ふじみ野市大井二丁目15番付近

(3) 事故の内容 相手方車両が集水桝上を通過した際、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両を傷つけた。

(4) 被害の程度 相手方車両の左側面の擦り傷及び左側下部の塗装剥がれ
令和5年2月28日

ふじみ野市長 高 畑 博